○文部科学省告示第百六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月十五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
うずくまる猿図	平成二十七年五月十五日	平成二十七年六月十五日から同年九月十五日まで	三菱一号館美術館 館長　高橋　明也 東京都千代田区丸の内二―五―二 三菱地所株式会社　美術館室 公益財団法人河鍋暁斎記念美術館 理事長・館長　河鍋　楠美 埼玉県蕨市南町四―三十六―四	三菱一号館美術館 東京都千代田区丸の内二―六―二 平成二十七年六月二十七日から同年九月六日まで
瀧、鷲に猿	同右	同右	同右	同右
蜥蜴と兎	同右	同右	同右	同右
栗と栗鼠	同右	同右	同右	同右
鯉図	同右	同右	同右	同右
群鹿図	同右	同右	同右	同右
ぶらさがる猿	同右	同右	同右	同右
蛙を捕まえる猫	同右	同右	同右	同右
小禽を捕らえる鷲	同右	同右	同右	同右
木菟	同右	同右	同右	同右
金魚と遊ぶ子供たち	同右	同右	同右	同右
牛と牧童	同右	同右	同右	同右

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前四五番二から同町志津川字新井田四九番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年五月十五日

○東北地方整備局告示第百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月十五日

東北地方整備局長　縄田　正

第1　起業者の名称　岩手県

第2　事業の種類　県道宮古山田線改築工事（岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割地内から同町豊間根第2地割地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割及び第4地割、荒川第1地割並びに豊間根第2地割、第3地割及び第20地割地内

2　使用の部分　岩手県下閉伊郡山田町石峠第3地割及び第4地割、荒川第1地割並びに豊間根第2地割、第3地割及び第20地割地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。